

**鳥取県告示第 730 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
大陽堂薬局 3 号店	倉吉市昭和町二丁目 70	平成 18 年 9 月 29 日